

法務省民一第1458号
令和8年6月30日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第一課長
(公 印 省 略)

戸籍届出の届出地について（通知）

今般、遺族等が死亡届を届出しようとした際に、その届出をした市区町村において、死亡者の本籍地、届出人の所在地又は死亡地（戸籍法第25条第1項、第88条第1項）のいずれにも当たらないことを理由として受領を拒まれた事例が複数あるとの情報に接しました。

届出人の所在地については、届出人の住所地であることを要せず、一時滞在地が含まれると解されています（明治32年11月15日付け民刑第1986号民刑局長回答、昭和27年11月14日付け民事甲第629号民事局長回答）。そのため、届出人が市区町村の窓口に出頭して戸籍の届出を行おうとする場合（胎児認知届等、届出人の所在地で行うことができない届出を除く。）に、届出人の所在地にも当たらないことを理由としてこれを拒否することは相当でないと考えられます。

つきましては、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。